

木造建築新工法性能認証規程

（目的）

第 1 条 この規程は、技術開発された木造建築物の工法や製品の性能に係る認証を行うことを通じて、木造建築物の品質性能及び生産性の向上に寄与し、もって、木造建築物の関連産業の発展と国民生活の向上に貢献することを目的とするものであり、認証業務品質マニュアル（HW-U1011-2002）に基づく個別規程として定めるものである。

（用語の定義）

第 2 条 この規程において、表 1 の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

表 1 用語の定義

用語	定義
新工法認証	性能認証、性能証明及び適合認証を総称する用語をいう。
性能認証	認証区分の 1 つで、企業等により技術開発された木造建築物に関する工法及び部品・部材で、繰り返し継続して生産するものの品質・性能に係る認証をいう。
性能証明	認証区分の 1 つで、企業等により技術開発された木造建築物に関する工法のうち、設計法、設計書等繰り返し継続して生産することのないものの性能の証明を行うことを内容とする認証をいう。
適合認証	認証区分の 1 つで、木造建築物に関する工法及び部品・部材に関して、センターが制定した基準・規格に基づき生産するものに係る認証をいう。
新工法	企業等により技術開発された木造建築物に関する工法及び部品・部材を総称する用語をいう。
工法	認証の物件種別の 1 つで、木造建築物における生産方法及び構造体（設計法、計算法及び設計書を含む。）をいう。
部品・部材	認証の物件種別の 1 つで、木造建築物用の部品又は部材をいう。
センター	公益財団法人 日本住宅・木材技術センターをいう。

（適用の範囲）

- 第 3 条 この規程における性能認証及び性能証明は、第 8 条第 1 項に規定する要件を満足するものに適用する。
- 2 この規程における適合認証は、第 8 条第 3 項に規定する要件を満足するものに適用する。
 - 3 前各項に該当する認証であっても、以下のいずれかの号に該当する認証は、本認証の適用対象から除外する。

- (1) 建築基準法令及び住宅の品質確保の促進等に関する法令に基づく認証と重複する内容の認証
- (2) J A S、J I S及びA Qの制度で現に認証しているものと重複する内容の認証
- (3) 現状の技術水準その他の事情からその品質・性能を評価することが困難な内容のもの

(認証)

- 第 4 条 センターは、第 10 条第 1 項の規定による認証の申請又は第 11 条による更新の申請があった場合には、第 19 条に規定する委員会を開催し、その意見を聴いて認証を行うものとする。
- 2 第 1 項の規定による認証は、認証書（様式 1）を交付することにより行う。
 - 3 センターは、認証書を交付したときは、認証の結果を公表する。
 - 4 センターは、認証をすることが適切でない認められる場合には、その旨を記載した通知書（様式 2）を当該申請者に対し交付するものとする。

(製造工場の実地審査)

- 第 5 条 部品・部材の性能認証及び適合認証に関して前条により認証を行うに当たっては、当該申請製品の製造工場において、製造の実状を実地に審査するものとする。

(表示)

- 第 6 条 認証した新工法は、センターが定める木造建築新工法性能認証表示方法（HW-新工法 006-2016）により表示を行わなければならない。ただし、表示することが困難なものについては、表示を行わないものとする。

(認証の有効期間)

- 第 7 条 第 10 条第 1 項の申請に係る新工法性能認証の有効期間は、当該認証の日から起算して 3 年を経過した日までとする。ただし、性能証明に係る認証にあっては、有効期間を設けないものとする。

(認証の要件)

- 第 8 条 性能認証及び性能証明の認証の要件は、申請に係る内容が技術的基準を満足するものとする。
- 2 前項の認証の要件に係る木造建築新工法性能認証技術的基準（HW-新工法 003-2016）は、委員会の意見を聴いてセンターが別に定めるものとする。
 - 3 適合認証の認証の要件は、申請に係る内容が、センターの制定した基準・規格を満足するものとする。
 - 4 センターは、前項の認証の品質・性能、その評価方法、設計施工方法等本規程による認証を行うために必要となる事項に関しての基準・規格を制定することができる。
 - 5 センターは、前項による基準・規格を制定又は改正しようとするときは、第 19 条に規定する委員会を開催し、その意見を聴くものとする。

6 第4項により制定した基準・規格は、公開するものとする。

（申請者の要件）

第9条 この規程における申請の対象者は、表2の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

表2 認証対象者

物件種別	認証対象者
工法	建築の設計・施工等の業務を行うもの
部品・部材	部品・部材の製造、販売又は使用を行うもの

- 2 前項に定める申請者は、申請物件に関して、本規程に基づく一連の権利・義務を責任をもって遂行し得る能力を有する者でなければならない。
- 3 外国の法人が申請者となる場合には、申請物件に関して、センターとの本規程に基づく連絡調整、指示及び義務の遂行並びに需要者からの問い合わせ、苦情等への対応を適切に行える能力を有する者を代理店として日本国内に置かなければならない。

（認証の申請）

第10条 この規程により認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式3に定める申請書をセンターに提出するものとする。

- 2 前項の申請の評価に当たって試験が必要であると判断したときは、センターは、試験法（試験データの調整法及び品質性能評価法を含む。以下、同じ。）を定めて、それを申請者に通知するものとする。
- 3 前項の試験法を定める場合に、その試験法が標準化されていないもので第19条に規定する委員会の審議を要すると判断した場合には、センターは、申請者に様式4による試験法評価のための申請を求めるものとする。
- 4 申請に必要な事項は、木造建築新工法性能認証実施要領（HW-新工法 002-2016）（以下「実施要領」という。）によるものとする。
- 5 申請者は、認証の申請に当たって手数料をセンターに納入しなければならない。

（認証の更新申請）

第11条 認証を受けた者が、第7条の規定による認証の有効期間満了に伴い当該認証の新工法について、引き続き認証を受けようとする場合には、様式5に定める更新申請書をセンターに提出しなければならない。

（変更の届出）

第12条 認証を受けた者は、申請に係る内容に変更が生じる場合には、その都度速やかにその内容を記載した書面（様式6）をセンターに提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の変更の内容が認証したものの品質・性能又は生産体制に係るものである場合には、その都度、第10条第1項の規定に基づく申請書を変更申請である旨及び変更の内容を記載した上でセンターに提出し、認証を受けなければならない。

（認証の失効）

第13条 認証を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、当該認証は失効するものとする。

- (1) 認証を受けた者から認証の取り消しの申し出があったとき。
- (2) 認証の更新をしなかったとき。
- (3) 認証を受けた工法の利用、部品・部材の製造を中止したとき。
- (4) 認証を受けた者が破産し、復権を得ないことが判明したとき。
- (5) 第18条の規定により、認証の取り消しを受けたとき。

- 2 認証が失効した場合、センターはその旨を当事者に通知するとともにホームページ等の認証一覧から削除するものとする。

（サーベイランス）

第14条 センターは、認証に関し必要があると認めるときは、認証を受けた者又は関連業者に対し、実地調査等を行うことができるものとする。

（市販認証品の検査）

第15条 センターは、部品・部材の認証物件を対象として、それに対する信頼を確保する観点から、市販品買い上げ、在庫品抜き取りその他の方法で任意に選定し（この選定したものを以下、「市販認証品」という。）、その品質・性能の検査を行うことができる。

- 2 センターの行う前項の在庫品抜き取りその他の方法による検査に対して、認証を受けた者はセンターの要請があれば所要の協力を行わなければならない。
- 3 第1項による市販認証品の検査の結果、認証の要件を満足しないことが判明したときは、センターは、速やかに認証を受けた者に対し、当該認証の新工法に関して、製造の中止、流通している市販認証品の回収、在庫品の廃棄及び所要の補修などの措置を講じるよう命じることができるものとする。
- 4 市販認証品検査を行った部品・部材に関しては、更新時の工場実地審査を省略することができるものとする。

（警告措置）

第16条 サーベイランス及び市販認証品の検査等（以下、「サーベイランス等」という。）により、認証を受けた者が規定に定める義務の履行をおろそかにしていることが判明した場合、センターは警告を発し、所定の措置を指示することができる。

（認証の一時停止）

第17条 サーベイランス等により、認証の要件を満足しないことが判明した場合には、

センターは認証を一時停止することができるものとする。

- 2 センターは前項により認証を一時停止するときは、その旨を認証を受けた者に通知し、所定の措置を指示するものとする。

（認証の取り消し）

第18条 第16条又は第17条の規定により警告措置又は認証の一時停止を受けた者が指示した所定の措置に従わなかった場合には、センターは、委員会の意見を聞いて当該認証を取り消すことができるものとする。

- 2 センターは、前項の規定に基づき認証を取り消そうとする場合には、あらかじめ、当該認証を受けた者に対しその旨を通知するとともに、意見の陳述又は説明資料の提出の機会を与えるものとする。ただし、通知の日から1ヶ月を経過しても、意見の陳述又は説明資料の提出がない場合には、その機会を放棄したものと見なす。
- 3 認証を取り消した場合の措置は、実施要領に定めるところによるものとする。
- 4 センターは、認証を取り消した場合には、これを公表するものとする。
- 5 センターは、第1項の規定により認証の取り消しを受けた者が、当該認証に係る認証物件について新たに認証の申請をする場合、認証の取り消しを受けた日から起算して3年間は、当該申請書を受理しないものとする。

（委員会）

第19条 センターは、申請に係る新工法に関する認証の審査及び審査に必要とする技術的事項の審議を行うための委員会を設置するものとする。

- 2 前項の委員会は、新工法の種類、内容等に応じて、必要とする委員会をそれぞれ別個に設けることができる。
- 3 第1項及び前項の委員会は、センターからの審査又は審議の要請に応じて開催し、その結果をセンターに報告するものとする。
- 4 委員会の委員は、中立的な立場の学識経験者の中から、センターが委嘱するものとする。
- 5 個別の委員会の委員の定数は、15名以内とする。
- 6 センターは、前項による常任の委員のほかに、専門的事項を審議するために必要となる学識経験を期間を限定して委嘱することができる。

（不適合品の流通等の状況の公表）

第20条 センターは、認証を受けた製品等であって、本規程による認証の要件を満足しない製品等が製造又は流通されているなどで認証事業の推進に支障が生じると判断したときは、その状況を公表することができるものとする。

（品質・性能値の公表）

第21条 センターは、新工法認証において認証した品質・性能値について申請者の同意が得られる場合は、公表するものとする。

- 2 前項による公表の内容は、別途センターが定めるものとする。

（秘密保持義務）

第22条 現に又は過去に、第19条の委員会の委員及びセンターの役職員となっている者は、本規程に基づく認証の業務に関して知り得た申請企業のノウハウなどの秘密を漏らし又は自己の利益のために使用してはならない。

（資料の提出及び調査）

第23条 センターは、新工法認証の品質・性能、生産等の状況、第15条第3項、第16条及び第17条等に関して、認証を受けた者に対して必要に応じて資料の提出を求めることができる。

2 センターは、新工法認証の品質・性能及び生産等の状況を把握するため、必要に応じ製造工場及び使用現場等での調査を行うことができるものとする。

3 本規程により認証を受けた者は、第1項及び前項の規定に基づきセンターの行う資料の提出要請又は調査に協力しなければならない。

（雑則）

第24条 センターは、この規程に基づく業務推進に必要となる要領等必要な事項について、別に定めるものとする。

附則

制定：平成13年11月15日 住木技13第226号

施行：平成13年11月15日

改正：平成15年 7月 7日 住木技15第170号

改正：平成19年 8月10日 住木技19第256号

改正：平成28年 3月 1日 住木認28第 23号

施行：平成28年 3月 1日